

平成 30 年度の主な税制改正について

個人所得課税

1 基礎控除額の改正

基礎控除の金額が、所得金額が 2,400 万円以下は一律 10 万円引き上げられ、2,400 万円超は段階的に減額されることとなりました。(平成 32 年分以後の所得税から適用)

【改正前】	【改正後】	
要件なし、一律 38 万円	納税者本人の合計所得金額	控除額
	2,400 万円以下	48 万円
	2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
	2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
	2,500 万円超	0 円

2 給与所得控除額の見直し

給与所得控除額が、一律 10 万円引き下げられ、給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円とされ、その上限額が 195 万円に引き下げられました。(平成 32 年分以後の所得税から適用)

【改正前】

給与等の収入金額の合計額 (A)	給与所得控除額
1,650,000 円	650,000 円 (650,000 円未満の場合は (A) の金額)
1,625,000 円超 1,800,000 円以下	(A) × 40%
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	(A) × 30% + 180,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	(A) × 20% + 540,000 円
6,600,000 円超 10,000,000 円以下	(A) × 10% + 1,200,000 円
10,000,000 円超	2,200,000 円

【改正後】

給与等の収入金額の合計額 (A)	給与所得控除額
1,625,000 円	550,000 円 (550,000 円未満の場合は (A) の金額)
1,625,000 円超 1,800,000 円以下	(A) × 40% - 100,000 円
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	(A) × 30% + 80,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	(A) × 20% + 440,000 円
6,600,000 円超 8,500,000 円以下	(A) × 10% + 1,100,000 円
8,500,000 円超	1,950,000 円

※ 給与収入が 850 万円以下の場合は、給与所得控除が 10 万円引き下げられても、基礎控除の金額が 10 万円引き上げられるため、改正後においても税負担に変わりはありません。

3 公的年金等控除額の見直し

公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられ、公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額について 195 万 5 千円の上限が設けられました。

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合の控除額が、上記の見直し後の控除額から更に 10 万円引き下げられ、また、2,000 万円を超える場合の控除額が、上記の見直し後の控除額から更に 20 万円引き下げられました。(平成 32 年分以後の所得税から適用)

【改正前】

	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等控除額
年 齢 65 歳 未 満	1,300,000 円以下	700,000 円
	1,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 375,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 785,000 円
	7,700,000 円超	(A) × 5% + 1,555,000 円
年 齢 65 歳 以 上	3,300,000 円以下	1,200,000 円
	3,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 375,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 785,000 円
	7,700,000 円超	(A) × 5% + 1,555,000 円

【改正後】 公的年金等以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円以下の場合

	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
年 齢 65 歳 未 満	1,300,000 円以下	600,000 円
	1,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 275,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 685,000 円
	7,700,000 円超 10,000,000 円以下	(A) × 5% + 1,455,000 円
	10,000,000 円超	1,955,000 円
年 齢 65 歳 以 上	3,300,000 円以下	1,100,000 円
	3,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 275,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 685,000 円
	7,700,000 円超 10,000,000 円以下	(A) × 5% + 1,455,000 円
	10,000,000 円超	1,955,000 円

※ 公的年金等の収入金額が 1,000 万円以下の場合、公的年金等控除額は 10 万円引き下げられても、基礎控除の金額が 10 万円引き上げられるため、改正後においても税負担に変わりはありません。

【改正後】 公的年金等以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下の場合

	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
年 齢 65 歳 未 満	1,300,000 円以下	500,000 円
	1,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 175,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 585,000 円
	7,700,000 円超 10,000,000 円以下	(A) × 5% + 1,355,000 円
	10,000,000 円超	1,855,000 円

年 齢 65 歳 以上	3,300,000 円以下	1,000,000 円
	3,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 175,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 585,000 円
	7,700,000 円超 10,000,000 円以下	(A) × 5% + 1,355,000 円
	10,000,000 円超	1,855,000 円

【改正後】 公的年金等以外の所得に係る合計所得金額が 2,000 万円超の場合

	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
年 齢 65 歳 未 満	1,300,000 円以下	400,000 円
	1,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 75,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 485,000 円
	7,700,000 円超 10,000,000 円以下	(A) × 5% + 1,255,000 円
	10,000,000 円超	1,755,000 円
年 齢 65 歳 以 上	3,300,000 円以下	900,000 円
	3,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 75,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 485,000 円
	7,700,000 円超 10,000,000 円以下	(A) × 5% + 1,255,000 円
	10,000,000 円超	1,755,000 円

4 所得金額調整控除の創設

子育て世帯や介護世帯の負担調整のため、以下に該当する場合には、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除し、更に、以下の『所得金額調整控除額』を控除して「給与所得の金額」を算出することとされました。(平成 32 年分以後の所得税から適用)

- ① 給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、納税者本人が特別障害者に該当する場合、又は、年齢が 23 歳未満の扶養親族若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する場合
⇒ 給与等の収入金額 (1,000 万円を超える場合は、1,000 万円) から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額 (15 万円が限度)
- ② 給与所得と公的年金等の所得金額の合計額がある居住者で、その合計額が 10 万円を超える場合
⇒ その合計額から 10 万円を控除した残額
- ③ 公的年金等の申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を計算する場合
⇒ 上記②の所得金額調整控除

5 給与所得の特定支出控除の見直し

特定支出の範囲で以下の点が見直されました。(平成 32 年分以後の所得税から適用)

- イ 職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを追加
- ロ 単身赴任者の帰宅旅費で、1 月に 4 回往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限の撤廃、及び帰宅のために通常要する自動車の燃料費及び有料道路の料金の額を追加

6 青色申告特別控除の変更

青色申告特別控除額が現行の 65 万円から 55 万円に引き下げられました。(平成 32 年分以後の所得税から適用)

原則	特例
55 万円	正規の簿記適用者で、以下に該当する者は 65 万円とします。 ① 電子帳簿保存法適用者 ② 申告期限までに電子申告（e-Tax）をする者

※ 10 万円の特別控除については、改正はありません。

7 各種合計所得金額要件の変更

基礎控除の 10 万円の引き上げや給与所得控除額の 10 万円の引き下げに伴い、各種控除の合計所得金額の要件が、以下の表のように 10 万円ずつ引き上げられました。（平成 32 年分以後の所得税から適用）

① 同一生計配偶者及び扶養親族	38 万円 ⇒ 48 万円
② 源泉控除対象配偶者	85 万円 ⇒ 95 万円
③ 配偶者特別控除の配偶者の所得金額	38 万円超 123 万円以下 ⇒ 48 万円超 133 万円以下
④ 勤労学生	65 万円以下 ⇒ 75 万円以下

※ 配偶者等の所得が給与所得の場合には改正前と実質的に変わりませんが、給与所得以外の所得の場合などは、納税者有利となります。

8 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の改正

必要経費に算入する金額の最低保証額が、現行の 65 万円から 55 万円に引き下げられました。（平成 32 年分以後の所得税から適用）

資産課税

1 小規模宅地等の特例についての見直し

小規模宅地等の特例について、以下の見直しが行われました。（平成 30 年 4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用）

- イ 持ち家に居住していない者の範囲から、更に、以下の者が除外されました（要件の追加）。
 - ・ 相続開始前 3 年以内に、その者の 3 親等以内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
 - ・ 相続開始の時に、居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者
- ロ 貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前 3 年以内に貸付事業の用に供された宅地等（相続開始前 3 年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が、その貸付事業の用に供しているものを除きます。）が除外されました（要件の追加）。
- ハ 介護医療院に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして、この特例を適用することとされました（適用範囲の拡大）。

2 一般社団法人等に関する相続税及び贈与税の見直し

(1) 一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税

個人から一般社団法人等に対して財産の贈与又は遺贈があった場合には、一定の要件を満たさないと贈与税又は相続税が課税されることが明確化されました。（平成 30 年 4 月 1 日以後の贈与・遺

贈に適用)

一定の要件（税額が不当に減少することにならない場合）

- ・ 組織運営が適正であること（理事 6 人以上、監事 2 人以上）
- ・ 定款・寄付行為・規則において、次の定めがあること
 - イ 役員数の 1/3 以下が親族等
 - ロ 解散時の財産は国等に帰属
- ・ 役員や親族等の関係者に対して、特別の利益を与えないこと
- ・ 法令違反、隠蔽や仮装がないこと

(2) 特定の一般社団法人等に対する相続税の課税

特定一般社団法人等の理事である者が死亡した場合には、特定一般社団法人等の純資産額をその死亡時の同族理事（死亡した理事を含みます。）の数で除して計算した金額相当額を、被相続人から特定一般社団法人等が遺贈により取得したものとみなして、相続税が課税されることとなりました。（平成 30 年 4 月 1 日以後の一般社団法人等の理事の死亡に係る相続税から適用）

3 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度が創設

世代交代に向けた集中取組み期間（10 年間）の時限措置として、非上場株式等に係る贈与税・相続税

の納税猶予の特例制度が創設されました。（平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日まで適用）

- (1) 特例後継者が、特例認定承継会社の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈（以下「贈与等」といいます。）によりその特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得したすべての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等まで、その納税が猶予されます。
- (2) 特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承認期間（5 年）内に、その贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、この特例の対象とされます。
- (3) 現行の事業承継税制における雇用確保要件を満たさない場合であっても、納税猶予の期限は確定されません。
 - ※ この場合には、その満たせない理由を記した書類を都道府県に提出しなければなりません。
 - ※ その理由が、経営状況の悪化である場合又は正当なものと認められない場合には、特例認定承継会社は、認定経営革新等支援機関（税理士等）から指導及び助言を受けて、その内容を記載しなければなりません。
- (4) 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特例承認期間経過後に、特例認定承継会社の非上場株式の譲渡をするとき、特例認定承継会社が合併により消滅するとき、特例認定承継会社が解散をするとき等には、納税猶予額が免除されます。
- (5) 特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者（その年 1 月 1 日において 20 歳以上である者）であり、かつ、その贈与者が同日において 60 歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることとされています。

区分	現行制度	特例制度
対象株式及び猶予割合の上	納税猶予の対象となる株式数には 2/3 の上限があり、相続税の猶	対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。又、納税猶予割

限撤廃	予割合は80%。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。	合も100%に拡大することで、承継時の税負担をゼロに。
複数承継の対象化	税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみ。	部外者を含む複数の株主から代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。中小企業経営の実情に合わせた、多様な事業承継を応援。
経営環境変化に応じた差額減額制度の創設	後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じうる。	売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
雇用確保要件の弾力化	税制の適用後、5年間で平均80%以上の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって、大きな負担。	5年間で80%以上の雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続可能に。（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要。）

4 相続税申告書の添付書類の追加等

被相続人のすべての相続人、その相続人の法定相続分及びその相続人の実子又は養子のいずれに該当するかの別を明らかにする書類が相続税申告書の添付書類に追加されました。

なお、今まで、戸籍謄本は原本の添付が必要とされていましたが、複写したものを添付することが可能となりました。（平成30年4月1日以後に提出する申告書から適用）

5 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長及び要件の追加

適用期間が平成31年12月31日まで2年間延長されるとともに、買換え資産が建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のものである場合に、その取得の日以前25年以内に建築されたものであること又は地震に対する安全性に係る規定若しくはこれに準ずる基準に適合することのいずれかを満たすことが要件として追加されました。（平成30年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同年4月1日以後に買換え資産を取得する場合について適用）

6 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等に係る拡充措置

証券会社等が徴収された外国所得税のうち、その証券会社等が行った収益の分配等に係る部分の金額については、納付する源泉所得税から控除できることとされました。（平成32年1月1日以後に支払が行われる上場株式等の配当等について適用）

7 NISAの見直し

NISA稼働率向上のため、即日買付けや非課税期間終了時の移管手続について、利用者の利便性向上を目的とした見直しが行われました。（平成31年1月1日以後の非課税口座簡易開設届出書が提出される場合について適用）

- (1) NISA 開設とともに即日買付けができるように一定の措置が講じられました。
- (2) NISA の非課税期間終了時に、特に意思表示をしない限り「特定口座」に移管されるようになるため、一定の措置が講じられました。

8 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の見直し

リストラクテッドストックの譲渡制限解除時の特定口座への受け入れが可能となり、また、上場株式等の発行人が分割型分割等を行った場合の証券会社への通知義務制度が創設されました。

法人課税

1 所得拡大促進税制の改正

以下の要件を満たす場合に、給与等支給増加額について控除率 15%（改正前 10%）の特別税額控除ができることとされました。更に、教育訓練費増加要件（教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が 20%以上）を満たす場合は、控除率が 20%とされました。（平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において適用）

- イ 平均給与等支給額が対前年度比 3%以上増加すること
- ロ 国内設備投資額が減価償却費の総額の 90%以上であること

※ 「教育訓練費」とは、国内雇用者の職務に必要な技術・知識を習得させ又向上させるための費用で、①その法人が自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等、②他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の委託費、③他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の参加費用となります。

※ 「比較教育訓練費の額」とは、前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額とされます。

【中小企業の場合】

大企業の場合のような設備投資額に関する要件はなく、平均給与等支給額が対前年度比 1.5%以上増加する場合は、給与等支給増加額の 15%の税額控除（当期の法人税額の 20%が限度）ができることとされました。

なお、この場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の 15%ではなく 25%の税額控除ができることとされました。（平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において適用）

- イ 平均給与等支給額が対前年比 2.5%以上であること
- ロ 次のいずれかの要件を満たすこと
 - ・ 教育訓練費の額の中小企業比較教育訓練費の額に対する増加割合が 10%以上であること
 - ・ その中小企業者等がその事業年度の終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと

※ 「中小企業比較教育訓練費の額」とは、前期の教育訓練費の額とされます。

2 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の革新的データ産業活用計画の認定を受けたものが(同法施行日から平成33年3月31日の間)、その革新的データ産業活用計画に従ってソフトウェアを新設し、又は増設した場合で一定の場合において、情報連携利活用設備の取得等をして、その事業の用に供したときは、その取得価額の30%の特別償却又は5%の税額控除の選択適用が可能となりました(ただし、継続雇用者給与等支給額が前年度比3%以上の増加がない場合には3%の税額控除)。

なお、税額控除については法人税額の20%(継続雇用者給与等支給額が前年度比3%以上の増加がない場合には15%)が上限となります。革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法の施行日から平成33年3月31日までの間に取得等及び事業供用を行った資産について適用)

- ※ 1 一定の場合とは、その新設又は増設したソフトウェアの取得価額の合計額が5,000万円以上の場合をいいます。
- ※ 2 情報連携利活用設備とは、上記※1のソフトウェア、機械装置及び機具備品をいい、開発研究用資産を除きます。
- ※ 3 計画認定の要件
 - (1) 次のいずれかに該当
 - イ 他法人等が保有するデータ又は自らが新たに取得するデータを既存の内部データと連携すること
 - ロ グループ法人間又は事業者間で、漏洩又は棄損した場合に不利益が生ずるおそれのあるデータを外部ネットワークを通じて連携し、活用すること
 - (2) 次のすべてが行われること
 - イ (1)のイ、ロの各データの継続的かつ自動的な収集及び一体的な管理
 - ロ (1)のイ、ロの各データ同士の継続的な連携及び分析
 - ハ (2)のロの分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示
 - (3) (2)のイからハマまでを行うシステムのセキュリティの確保等につき、セキュリティ専門家の確認があることその他の要件を満たすこと

1 次のいずれかに該当

- イ 他法人等が保有するデータ又は自らが新たに取得するデータを既存の内部データと連携すること
- ロ グループ法人間又は事業者間で、漏洩又は棄損した場合に不利益が生

計画認定の要件	<p>ずるおそれのあるデータを外部ネットワークを通じて連携し、活用すること</p> <p>2 次のすべてが行われること</p> <p>イ 1のイ、ロの各データの継続的かつ自動的な収集及び一体的な管理</p> <p>ロ 1のイ、ロの各データ同士の継続的な連携及び分析</p> <p>ハ 2のロの分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示</p> <p>3 2のイからハまでを行うシステムのセキュリティの確保等につき、セキュリティ専門家の確認があることその他の要件を満たすこと</p>	
対象設備	<p>ソフトウェア（同時に取得等する機械装置又は機 具備品を含みます。）</p> <p>※ 開発研究用資産を除きます。</p>	5,000万円以上

3 青色申告法人の取得資産に対する特別償却等

(1) 企業主導型保育施設用資産の割増償却

青色申告書を提出する法人が、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができることとされました。（平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間に取得等した場合に適用）

※ 企業主導型保育施設用資産とは、事業所内保育施設の新設又は増設とともに、幼児遊戯用構築物等の取得等をする場合で、かつ、その事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法による企業主導型保育事業の助成金を受ける場合におけるその事業所内保育施設を構成する建物等及び幼児遊戯用構築物等をいいます。

(2) 高度省エネルギー増進設備等の特別償却等

青色申告書を提出する法人で特定事業者等であるものが、適用期間内に、高度省エネルギー増進設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却ができることとされました（中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用ができます。）。

なお、税額控除については、法人税額の20%が上限となり、補助金等の交付を受けて取得等をした者は対象外となります。（下記のイについては、平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した場合に適用、ロ及びハについては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の施行日から平成32年3月31日までに取得した場合に適用）

特定事業者	イ	エネルギーの使用の合理化等に関する法律のエネルギーの使用の合理化等を特に推進する必要がある者として経済産業大臣に指定された工場等を設置している者
	ロ	改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の連携省エネルギー計画の認定を受けた工場等を設置している者
	ハ	改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の荷主連携省エネルギー計画の認定を受けた荷主
高度省エネルギー増進設備等	イ	上記イの法律により主務大臣に提出した中長期的計画に記載されたエネルギーの使用の合理化のために設置する機械その他の減価償却資産で特に効果の高い一定のもの
	ロ	上記ロの計画に記載された連携省エネルギー措置の実施により取得等される一定の機械その他の減価償却資産

	ハ	上記ハの計画に記載された荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる一定の機械その他の減価償却資産
--	---	--

※ 機械その他の減価償却資産は、機械装置、器具備品、建物付属設備、構築物及びソフトウェアとなります（所有権移転外リース取引により取得した資産は対象外となります。）。

(3) 再生可能エネルギー発電設備等の特別償却等

青色申告書を提出する法人が、再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の20%の特別償却ができることとなりました。（平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間に取得等した場合に適用）

※ 再生可能エネルギー発電設備等とは、次のイ、ロの資産のうちエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の非化石エネルギー源利用に資する一定のものをいいます（ただし、太陽光、風力、原子力等一定の非化石エネルギー源の利用に資する次のイの資産及び原子力等一定の非化石エネルギー源の利用に資する次のロの資産は対象外）。

イ 非化石エネルギー源から電気若しくは熱を得るため又は非化石エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産

ロ 上記イの資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産で、その資産の持続的な利用に必要なもの

なお、電気事業法の一般送配電事業者に該当する法人等が取得等をしたもの及び補助金等の交付を受けて取得等したものは対象外となります。

(4) 情報流通円滑化設備等の特別償却

青色申告書を提出する法人で特定通信・放送開発事業実施円滑化法の特定地域特定電気通信設備供用事業の実施計画の認定を受け、その実施計画に記載された情報流通円滑化設備の取得等をして、東京圏以外の地域内において事業の用に供した場合には、その取得価額の15%の特別償却ができることとなりました。（平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間に取得等した場合に適用）

※1 情報流通円滑化設備とは、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の特定電気通信設備のうち特定の地域における情報の円滑な流通の確保に特に資するものとされています。

※2 東京圏とは、多極分散型国土形成促進法の東京圏とされており、具体的には茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の一部とされています。

4 租税特別措置法の見直し

大企業について、所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、以下の要件のいずれにも該当しない場合には、研究開発税制その他の一定の税額控除ができなくなりました。

イ 平均給与等支給額が前年度を超えること

ロ 国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること

5 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画の認定を受けた事業者が行った特別事業再編による株式の交換について、その交換に応じた株主に対する譲渡損益に係る課税を繰り延べることとなりました。

消費課税

1 簡易課税税度の事業区分の一部見直し

消費税の簡易課税制度について、農林水産業のうち食用の農林水産物（軽減税率が適用されるもの）を生産する事業の事業区分とそのみなし仕入率が以下のとおり見直されました。（平成 31 年 10 月 1 日を含む課税期間から適用）

		改正前	改正後
農林水産業のうち消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業	事業区分	第 3 種事業	第 2 種事業
	みなし仕入率	70%	80%

2 国際観光旅客税の創設

平成 31 年 1 月 7 日以後の出国旅客に定額・一律（1,000 円）の負担を求める国際観光旅客税が創設されました。（平成 31 年 1 月 7 日以後の出国に適用）

【納税義務者】

国際観光旅客等（出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けて日本から出国する観光旅客その他の者等をいいます。）が、国際観光旅客税を納めることとなります。

【非課税とされる者】

- ・ 航空機又船舶の乗員
- ・ 乗継旅客（入国後 24 時間以内に出国する者）
- ・ 本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者
- ・ 2 歳未満の者
- ・ その他一定の者

3 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

一定の条件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計額が 5,000 円以上となる場合も免税販売の対象とされました。

4 たばこ税の見直し

国及び地方のたばこ税の税率が 1 本あたり 3 円引き上げられました（平成 30 年 10 月 1 日より 1 本あたり 1 円ずつ 3 段階に分けて実施）。

国際課税

1 恒久的施設関連規定の見直し

日本に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「恒久的施設」の範囲について、租税回避を防止するため見直しが行われました。（平成 31 年分以後の所得税及び平成 31 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税に適用、平成 32 年度分以後の個人住民税並びに平成 31 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人住民税及び事業税について適用）

- イ 恒久的施設のうち支店 PE、代理 PE、建設 PE の定義の見直しが行われました。
- ロ 締結した租税条約において、国内法上の PE と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者等については、その租税条約上の PE が国内法上の PE とされます。

納税環境整備

1 税務手続きの電子化等の推進

- イ 大法人については、法人税等の電子申告が義務化されました。
- ロ 生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出が可能とされました。
- ハ 複数の地方公共団体への納税が一度の手続きで可能となるよう、電子情報処理組織（eLTAX）を活用した共通電子納税システムが導入されます。

その他

1 森林環境税の創設

個人住民税金等割の仕組みを活用し、年額 1,000 円を徴収する森林環境税が新たに創設されました。
(平成 36 年度の住民税から適用)

平成 26 年度から 35 年度分の個人住民税均等割については、東日本大震災の関係で課税標準が引き上げられていますが（市町村民税 500 円、都道府県民税 500 円）、この税率引き上げ終了のタイミングに合わせて、入れ替わりのように、同額の 1,000 円の税負担である森林環境税の課税が開始されます。